

令和7年度

**京都府「ひきこもり状態にある者のための
社会参加支援事業補助金」の手引き**

令和7年3月

京都府健康福祉部家庭・青少年支援課

申請手続の流れ

(詳細は、各項目の説明ページと関連のFAQをあわせてご参照ください)

事前協議書の提出

京都府健康福祉部家庭・青少年支援課(→4ページ)に、郵送又は持参により提出してください。

郵送の場合：応募期間の最終日までに必着

持参の場合：平日の午前8時30分から12時、午後1時から5時まで

事前協議の結果通知(内示)

事前協議の内容を審査し、協議結果を文書で通知します。

交付申請

内示を受けた団体は、京都府健康福祉部家庭・青少年支援課(→4ページ)に、郵送又は持参により提出してください。(内示を受けた内容を変更することは原則できません。事前協議額の調整(減額)により、事業計画書及び収支予算書等に修正が必要な場合は、事業回数を減らすなど内示額の範囲内で修正の上、提出してください。)

郵送の場合：申請期間の最終日までに必着

持参の場合：平日の午前8時30分から12時、午後1時から5時まで

交付決定

交付申請の内容を審査し、交付決定を文書で通知します。なお、後述する実績報告の審査によっては、その額は変わってきます。(増額することはありません。)

(事業実施) 年度末(令和8年3月31日)までに事業を完了する必要があります。
(→関連FAQ5~8)

(変更届等) 事業計画を変更、中止又は廃止する場合や交付申請を取り下げの場合は、事前手続(→4ページ)が必要です。(→関連FAQ9)

実績報告

事業完了後30日以内又は令和8年4月10日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。(→5ページ)

交付決定額の確定

実績報告の審査後、交付決定額を確定し、その金額を文書により通知します。

精算払

補助金額の確定後、精算払を行います。(→関連FAQ13)

※概算払

事前に補助金の支払いを受けないと事業実施ができない場合など、特別な事情がある場合は交付決定後に交付決定額の1/2以内で当面必要な額を受けることができます。

令和7年度の京都府ひきこもり社会参加支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、2ページ以降のとおり事業実施します。

1 補助金の概要

（１）補助金の額等

- ・補助上限額

100万円

- ・補助率

1／2以内

なお、補助金は、府の予算額の範囲内で交付されますので、申請額の全額が交付されることは限りません。

令和7年度は交付申請に先立って協議書の提出によって行う事前協議制とします。要件を満たす協議が予算額を超えた場合には、事前協議額の調整（減額）を行うことがあります。

（２）補助対象事業

ひきこもり状態（※）にある方の社会参加を支援するもので、原則として京都府内在住のひきこもり状態にある方が参加する事業

（※）特定の病気や障害などではなく、様々な要因により就学や就労、友人との交流などを避けて、約半年以上自宅中心の生活をしている状態。

（事業の例）

- ・スポーツ、レクリエーション等への参加機会の提供
- ・絵画等の創作活動や発表の機会の提供
- ・作品を販売するフリーマーケット等のイベントの開催
- ・一般教養やパソコン操作技能等の習得支援
- ・就労・就学に資するグループ作業への参加機会の提供
- ・中高年を念頭に置いた居場所づくりやボランティア活動の提供

（対象にならない事業）

- ・政治活動、宗教活動等を目的とした事業
- ・次年度以降継続して実施することが見込まれない事業
- ・国又は府の他の補助制度の対象となる事業
- ・国又は府、市町村から委託された事業

（３）補助対象団体

ひきこもりからの社会復帰支援を促進する事業を実施する団体で、概ね1年以上の支援実績がある団体。

※ 2人以上で構成され、会則、役員などが定められていること。法人格の有無、営利団体、非営利団体の別を問わない。

（４）事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ 補助金の対象となる経費は年度単位で区切られるため、前年度に支出した経費に対して、今年度の補助金を充てることはできません。

また、年度内に完了しない事業に補助金を活用することはできません。事業完了できない可能性が生じたときは、速やかに府の担当者までご連絡ください。

(5) 対象事業費

項 目	内 容 (例)
人 件 費	○ 事業計画策定や事業実施等の役割を担う者の給与(日額、月額等)、諸手当(通勤手当を含む)、社会保険料等、<u>事業実施のために雇用した職員の賃金</u> ・人件費の総額は、補助対象経費全体の3分の2を上限とします。 ・補助金の対象とする人件費の基準額は、<u>日額 10,000 円以内</u>とします。 ・人件費を補助金の対象とする場合は、就業規則、雇用契約書など事業への従事が確認できる書類(出勤簿や日報等)を提出してください。 ・他の業務と兼務している場合は、その日数・時間について明確に区分できる場合に限り、按分計算をしてください。 ※<u>ひきこもり状態の方の参加がなかった日の人件費は、原則として対象経費とすることはできません。</u>
講師等謝金	○ 講師等への謝金 ・一般：1回1万円以内 ※一般：〇〇教室の講師。 ・特別講師：1回5万円以内 ※特別講師：講演会、著名人等 ※<u>ひきこもり状態の方の参加がなかった場合の謝金は、原則として対象経費とすることはできません。</u>
旅 費	○ 講師等招へい旅費 ○ 事業実施に伴うスタッフ旅費(スタッフ・講師以外の事業参加者の旅費は対象外) ・単価の上限：公共交通機関利用の実費相当額
消耗品費・ 材 料 費	○ 事業実施のために必要な文具類等 ○ テキストやパンフレット(販売目的の場合は対象外) ○ 外部講師用や会議用のお茶・水類(弁当・茶菓子などは対象外)
賃 借 料	○ 事業実施会場設備使用料 ・施設全体の家賃のうち当該事業のために、その一部を使用して特定の日に事業を実施する場合は、<u>面積・日数・時間按分などの根拠を示してください。</u> 例) 家賃 80,000 円×居場所面積 40 m²/全体面積 90 m²×2/5 (週 5 日営業のうち 2日使用) = 14,222 円 ※スポーツ活動等で体育館などを使用し、結果として参加がなかった場合は、対象経費とすることはできません。 ○ レンタカー代(野外活動などで利用者の移動に使用する場合に限り)
諸 費	○ 参加者募集のチラシ等作成経費(デザイン・印刷費)や広告費 ○ 事業実施のための会場の光熱水費や燃料費(利用者の送迎のためのガソリン代は対象外)(但し下記で示すものに該当の場合は対象外です。) ○ 講師との連絡調整や参加者募集のための郵便料や銀行等の振込手数料 ○ ボランティア等保険料
その他の経費	○ 特に必要と認められるもの。 ※事前に京都府健康福祉部家庭・青少年支援課へご相談ください。

※いずれの経費も事業が中止された場合は補助対象となりません。

以下のような経費は補助金の対象外です。(→関連FAQ11、12)

- ・ 申請団体の運営に係る経常的な経費
団体の運営に係る構成員の人件費、電話代、光熱水費、ガソリン代などは、経常的な経費と明確に区分がされる場合を除き、対象にはなりません。
- ・ 個人給付的な経費(抽選会の景品や参加賞、参加者の会場までの交通費や入場料等)
- ・ 食糧費(講師用・会議用等のお茶、水類を除く。)
- ・ 会場用地等土地建物の取得に係る費用及び補償費

事業収入(参加料、広告料、寄附金、物販売上げ等)の取扱いについて

事業収入を伴う事業では、補助金額を減額する場合があります。

(例：対象事業費150万円で事業収入60万円 → 補助金上限90万円)

2 申請手続

(1) 申請窓口・問い合わせ先（電話：075-414-4306）

京都府 健康福祉部 家庭・青少年支援課 青少年・ひきこもり対策係
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

(2) 事前協議

令和7年度は交付申請に先立って協議書の提出によって行う事前協議制とします。
要件を満たす協議が予算額を超えた場合は、事前協議額の調整（減額）を行うことがあります。

以下の書類（各1部）を郵送又は持参により提出してください。

- ・事前協議書
- ・その他添付書類
事業計画書、事業収支予算書、団体の会則・定款・役員名簿等の写し、
就業規則もしくは雇用契約書の写し（予算書人件費の根拠となるもの）

(3) 交付申請

交付申請は内示を受けた団体に限ります。

内示を受けた内容を変更することは原則できません。事前協議額の調整（減額）により、事業計画書及び収支予算書等に修正が必要な場合は、事業回数を減らすなど内示額の範囲内で修正の上、提出してください。

以下の書類（各1部）を郵送又は持参により提出してください。

- ・交付申請書（補助金交付要綱 第1号様式）
- ・その他添付書類
事業計画書、事業収支予算書、口座振込依頼書、（必要に応じ）事前着手届

(4) 事業計画の変更等

交付決定後に事業計画を途中で変更、中止又は廃止する場合や交付申請を取り下げる場合は、手続が必要となりますので、必ず府の担当者あて事前にご相談の上、必要書類を郵送又は持参により提出してください。

① 事業の変更

事業内容を変更（軽微な変更を除く）する場合や、対象事業費が20%以上増減する場合は以下の書類（各1部）を提出してください。※対象事業費が増額となった場合でも、補助額の増額は認められません。

- ・事業変更承認申請書（補助金交付要綱 第2号様式）
- ・その他、変更理由や内容がわかる書類など

② 交付申請書記載事項の変更

交付申請書の記載事項（所在地、代表者等）に変更があった場合は、交付申請書記載事項変更届（書式は任意）を1部提出してください。

③ 事業の中止、廃止

事情により申請事業を中止（廃止）する場合は、中止（廃止）承認申請書（書式は任意）を1部提出してください。

④ 交付申請の取り下げ

事業は実施するが、事業収入の増等の理由で補助金が不要となり、交付申請を取り下げる場合は、交付申請取下書（書式は任意）を1部提出してください。

（５）実績報告

事業終了後30日以内 又は 令和8年4月10日（金）のいずれか早い日までに、以下の書類（各1部）を郵送又は持参により提出してください。

- ・特に年度末から4月上旬は実績報告が集中しますので、事業終了後、速やかに提出してください。
- ・期日までに実績報告書が提出されない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

（提出書類）

- ・実績報告書（補助金交付要綱 第3号様式）
- ・その他添付書類

事業実施報告書、事業収支決算書（証拠書類含む）、参考資料（記録写真、事業について掲載された新聞記事、補助対象となる広報用印刷物等の成果物等）

補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第4号様式）を提出してください。

領収書等の整理・保管について

補助金申請事業に関わるすべての支払いについて、申請団体が証拠書類（領収書等の原本）を事業終了後10年間保存する必要があります。

No. 1
領 収 書
No. 2 No. 3
領 収 書 領 収 書

- 実績報告を審査する際のために、領収書類が重ならないようにA4用紙に貼付してください。
- 領収書ごとに整理番号（収支決算書の領収書No.）を用紙に記入してください。
- 領収書に記載誤り等がないかを確認し、必要に応じて、発行者に再発行や記入を依頼してください。
- 領収書で購入内容が分からない場合は、余白に具体的な内容のメモを記載してください。

- * 他事業と合わせて領収書等を整理されている場合は、本事業以外の領収書の写しに「×」を記載して、対象外であることを明記してください。
- * 支払いを待ってもらっており、報告時点で領収書を添付することができない等の事情がある場合は、府の担当者に事前に相談してください。
- * 文字が薄く、コピーしても写らない領収書等は、原本で確認できる場合もありますので、事前にご相談ください。

領収書等の取扱い

領収証 ①
② 様
⑤ 〇年〇月〇日
金 〇〇〇円
但 ④
上記金額正に領収いたしました
〇〇市〇〇町△△番地
株式会社 〇〇

領収書等は、あて名（申請団体名）、領収金額、但し書き（支払内容）、発行年月日、受領者印がきちんと書かれたものを添付してください。（未記入、不鮮明な場合は、補助金の支払いができません。）

【注意】領収書類は発行者に正確な記入を求めてください。申請団体で追記・修正された場合、対象経費として認められない場合があります。

①支出内容の確認（原則）	○ 購入内容及び購入日から、補助金申請事業のために支出されたことが明確にわかるものにより、レシートによる報告を認めます。 ○ 納品書や請求書では支払確認ができません。 ○ 銀行で支払われた場合は、銀行（ATM）の振込票と合わせて、購入内容等がわかる請求書等を添付してください。
--------------	--

② あて名	○ 申請団体の正式名称が記載されているか確認してください。 (あて名が異なる場合は、提出前にご相談ください。)
③ 領収金額	○ 適正な価格、数量で購入されているか確認します。 ○ ポイントを利用して購入されたもの、割引分は対象外となります。
④ 但し書き	○ 「お品代」等、内容がわからない場合は、請求書等内訳がわかる資料を添付してください。 ※ 補足説明等が必要な場合は、余白に記載してください。
⑤ 発行年月日	○ 原則として交付決定日以降の支出が対象となります。 ただし、事前着手届を提出している場合は(事前着手日 ≤ 発行日 ≤ 実績報告提出日)となります。 ○ 事業終了後の物品補充や次年度に備えたまとめ買いと判断されるものは対象外となります。

証拠書類の保管と施設の整備、備品等の取扱いについて

本補助金の申請事業に係る収支を記載した帳簿や通帳、領収書などの証拠書類は事業実施年度の終了後 10 年間保存が必要となります。また、補助金に係る予算執行の適正を期するために、必要があるときは府等から報告を求めたり、現地検査を行うことがあります。

補助金を活用して整備を行った施設・設備や購入備品(10 万円以上のもの)等は、『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』(昭和40 年大蔵省令第 15 号)に定める期間、使用が必要となります。ラベル貼付や台帳の作成を行い、適切に管理してください。

なお、上記期間を経過せずに処分等された場合は、補助金を返還していただく場合があります(申請の事業目的で使用しなくなった場合も同様)ので、備品等の処分や譲渡等を行う場合は、事前に担当者までご相談ください。50 万円以上の備品等を補助金の目的以外の使用、譲渡、交換、貸付け、担保にする場合は、必ず承認の手続きが必要となりますので御注意ください。

(参考) 補助金等の交付に関する規則(昭和 35 年京都府規則第 23 号) 第 19 条

補助事業者等は、補助事業等により取得し、または効用の増加した財産で次に掲げるものを知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額(加算金または延滞金を納付しなければならない場合にはそれらの額を含む。)を府に納付した場合または知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産およびその従物
- (2) その他知事の定めるもの

3 FAQ (よくあるご質問と答え)

Q1. 補助金を活用できない団体はありますか。

A1. 次のような団体は対象とはなりません。

政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体、団体の構成員(法人の場合は役員)に暴力団員等を含む団体、営利を主たる目的とする団体、団体としての実体のないもの など

Q2. 同じ年度に補助金を複数回活用することはできますか。

A2. 補助金の活用は 1 団体当たり 1 事業とします。

Q3. 他の補助金・助成金と補助金を併用することはできますか。

A3. 国や府の、他の補助制度の対象となる事業には補助金を活用することはできません。民間の助成制度や市町村の補助制度については併用することができますが、他制度において併用を禁じている場合はこの限りではありませんのでご注意ください。

Q4. 国又は府、市町村から委託された事業は補助対象になりますか。

A4. 国又は府、市町村から委託された事業の事業内容が重複している場合は、補助対象外になります。

Q5. 交付申請日以前に実施完了した事業について、補助金を活用することはできますか。

A5. 交付申請前に完了した事業は補助金の活用を見込まずに実施したものとみなされるため、補助金を活用することはできません。

Q6. 交付決定通知を受ける前に事業に着手してもよいですか。

A6. 交付決定後の事業着手が原則ですが、あらかじめ「事前着手届」の提出があれば、事業着手は可能です。ただし「事前着手届」を提出されても、補助金の交付を保証するものではありません。

Q7. 年度開始（4月1日）以前から事業に着手していますが、補助金を活用することはできますか。

A7. 補助金の対象となる経費は年度単位で区切られるため、前年度に支出した経費に対して、今年度の補助金を充てることはできません。

Q8. 年度末（3月31日）までに事業完了できない見込みですが、補助金を活用することはできますか。

A8. 補助金の対象となる経費は年度単位で区切られるため、年度内に完了しない事業に補助金を活用することはできません。また、事業を途中まで実施していても、それまでにかかった経費に補助金を活用することはできませんので、事業完了できない可能性が生じたときは、速やかに府の担当者へご連絡ください。

なお、事業完了できない場合は、すでに交付決定を受けている場合であっても、「交付決定の取り消し」を行うこととなります。

Q9. 交付申請時に想定していた支出内容に変更を生じることになりましたが、何か手続きを行う必要はありますか。

A9. 交付申請時点で想定していなかった経費を生じた場合などは、変更承認手続（→4ページ）を要する可能性があるため、事前に府の担当者へ相談していただく必要があります。

Q10. 事業に参加したスタッフへの旅費はどのように整理すればよいですか。

A10. 支出日程、経路、所要額が明記され、支給対象者（スタッフ）が旅費を受領したことがわかる証拠書類を提出してください。

・旅費明細書（兼受領書）の例

旅費明細書への押印でも可								
旅行日	氏名	用務内容	用務先	出発地	受領額	支払日	受領印	経路及び交通費実費額
06.8.8	京都太郎	会場準備	京都テルサ	北山	580 円	06.8.8	印	地下鉄（北山～九条）580 円
合計					580 円			

- 交通費の算出根拠（経路や運賃等）がわかるように整理しておいてください。実績報告時に算出根拠を確認します。
- 旅費（交通費実費相当額）は合理的かつ経済的な経路で計算してください。極端に乗換えが多い場合等、経路によっては対象額を減額する場合があります。
- 定額払の場合も個人単位での交通費実費相当額が対象経費となり、実際の支払額との差額は、対象外経費での計上が必要です。

Q11. レンタカーを使用した際に給油したガソリン代は補助金の対象になりますか。

A11. 補助金申請事業のために用いたことが明らかと判断できる場合は、経常的な経費と区分できるものとして、対象になります。同事業で走行した距離のわかるものを提出してください。

Q12. タクシー代や高速道路料金は補助金の対象になりますか。

A12. 公共交通機関を利用することが難しい状況にあった（交通不便地等であり時間の都合上タクシーや高速道路を利用せざるを得なかった場合や講師の付き添い、運搬する手荷物が多かった）と判断できる場合に限り、対象になります。ただし、旅行者・経路・用務内容・タクシーや高速道路を利用した理由がわかるよう、台帳などに記録しておいてください。

Q13. 交付決定を受けた補助金はいつ、どのように支払われますか。

A13. 事業完了後の精算払となります。実績報告後、補助金額の確定手続を経て、ご指定の口座へ振り込みます。

ただし、事前に補助金の支払いを受けないと事業実施ができない場合など、特別な事情がある場合は交付決定後に交付決定額の1／2以内で当面必要な額を概算払として受けることができます。

Q14. 収支予算書よりも実際の支出額が減少した場合、補助金は減額されますか。

A14. 事業報告書の収支決算書をもとに算出しますので、補助対象経費が減少した場合は、補助金もそれに応じて減額されます。また、事業内容や補助事業費が大幅に変わる場合は、事前に府の担当者に相談し、変更承認申請を行ってください。

ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、ひきこもり状態にある者の社会参加を支援する民間の団体（以下「支援団体」という。）に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語)

第2条 この要綱において「ひきこもり状態」とは、おおむね6箇月以上継続して次に掲げる状態（傷病をその原因とするものを除く。）のいずれにも該当する状態であって、本人又はその家族がその改善を必要としているものをいう。

- (1) 家族以外の者との交流を行っていないこと。
- (2) 外出（家族以外の者との交流を目的としないものを除く。以下同じ。）をしていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、支援団体が実施する事業であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひきこもり状態にある者とその家族以外の者との交流又はひきこもり状態にある者の外出を支援するための事業
 - (2) 前号に掲げるもののほか、ひきこもり状態にある者の社会参加に資すると認められる事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としないものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。
- (1) 次に掲げる団体が行う事業
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体
 - イ 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に規定する暴力団員等を構成員とする団体
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が不適當であると認める団体
 - (2) 特定の政治活動、宗教活動等を目的とした事業
 - (3) 継続して実施することが見込まれない事業
 - (4) 国又は府の他の補助制度の対象となる事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費（次に掲げる経費を除く。）とする。

- (1) 支援団体の構成員及び支援団体の事業の運営に係る経常的な経費
- (2) 支援団体の運営に係る構成員の人件費
- (3) 食糧費
- (4) 用地の取得費及び補償費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として不適當と認められる経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の限度額は、100万円とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする支援団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助事業の変更等の承認）

第7条 補助金の交付の決定を受けた支援団体（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとするときは、別記第2号様式を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（実績報告）

第8条 規則第13条に規定する実績報告は、別記第3号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（書類の整備）

第9条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（財産の処分）

第11条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用増加価格が50万円以上のものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所
氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
その名称、代表者の氏名及び主たる
事務所又は事業所の所在地 〕

ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業補助金交付申請書

令和 年度において上記事業を実施したいので、ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

令和 年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所
氏名

（法人その他の団体にあつては、
その名称、代表者の氏名及び主たる
事務所又は事業所の所在地）

ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定があつた上記事業について、下記
のとおり変更したいので、ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業補助金交付要綱に基づき、承認
を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更内容

変更前	変更後

注 変更後の内容が分かる資料を添付してください。

令和 年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、
その名称、代表者の氏名及び主たる
事務所又は事業所の所在地）

ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定があつた上記事業について、下記のとおり実施しましたので、ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額 円

補助金精算額 円

2 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

令和 年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所

氏名

法人その他の団体にあつては、
その名称、代表者の氏名及び主たる
事務所又は事業所の所在地

令和 年度ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税
の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業に関する
年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたので、ひきこもり状態にある者のため
の社会参加支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

注 別紙として積算の内訳を添付してください。

○補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）

第1条 この規則は、補助金等に関する事務の適正な運用を図るため、補助金等の交付に関する手続、補助金等の交付を受ける者の負担する義務およびこの者に対する知事の権限等に関し、基本的な事項を定めるものとする。

第2条 この規則は、知事が事前に、若しくは補助金等の交付の決定を通知するに当たり、補助事業者等に対し、この規則を適用する旨を示した場合又は補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者（以下「申請者」という。）が知事の指示に基づき、申請に当たりこの規則により申請する旨を示した場合に限り、当該補助事業者等に対し、拘束力を有する。

第3条 この規則において「補助金等」とは、知事が交付する補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務または事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行なう者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 府以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接または間接にその財源の全部または一部とし、かつ、その補助金等の交付の目的に従って交付するもの

(2) 利子補給金または利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付または同項第2号の資金の融通の対象となる事務または事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行なう者をいう。

第4条 補助事業者等は、補助金等が府民から徴収された税金、国の補助その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令、条例または規則（以下「法令等」という。）の定めおよび補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行ない、または間接補助事業等を行なわせなければならない。

第4条の2 知事は、法令等に特別の定めがある場合又は知事が別に定めた場合を除くほか、京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に対しては、補助金等を交付しない。

第5条 申請者は、申請書に補助事業等に関する事業計画書、収支予算書、その他知事の必要とする書類を添え、知事が別に時期を定めたときはその時期までに知事に提出しなければならない。

2 申請者が法人でない団体である場合には、代表者を定めて申請し、申請書には前項に掲げる書類のほか、補助金等の申請及びこれにより生じるその補助金等に係る一切の事務手続についての団体構成員全員による委任状並びにその補助金等に係る一切の債務を団体構成員全員の連帯により負担する旨の誓約書を添えなければならない。ただし、知事が差し支えないと認めたときは、当該委任状若しくは誓約書のいずれか若しくは双方をも添付せず、又は団体構成員の一部による同趣旨の委任状若しくは誓約書をもつてこれらに代えることができる。

3 知事は、第1項の申請書に次に掲げる書類を添付させることができる。ただし、申請者が地方公共団体又は京都府公立大学法人若しくは京都府住宅供給公社、京都府道路公社若しくは京都府土地開発公社である場合は、この限りでない。

(1) 役員等名簿

(2) 誓約書

4 前項第1号の役員等名簿とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる者の氏名及びその振り仮名、役職名、生年

月日並びに性別の一覧表をいう。

(1) 申請者が法人である場合 申請者の京都府暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（以下「役員等」という。）

(2) 申請者が法人でない団体である場合 団体の構成員（当該構成員が法人の場合にあつては、当該法人の役員等）

(3) 申請者が個人である場合 申請者及びその京都府暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人

5 第3項第2号の誓約書とは、補助金等の交付の申請者（申請者が法人でない団体である場合にあつては、当該団体の構成員全員）が暴力団員等に該当しない旨の誓約書をいう。

第6条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、必要に応じて現地調査を行なうことがある。

2 知事は、補助金等の交付の申請があつた場合において、必要があるときは、補助金等の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、または交付の条件を附して補助金等の交付の決定をすることができる。

第7条 知事は、補助金等の交付または不交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容およびこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

第8条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、次の各号に掲げる事情が生じたときは、補助事業等のうちすでに経過した期間にあたる部分にかかるものを除き、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに附した条件を変更することができる。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等または間接補助事業者等が補助事業等または間接補助事業等を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等または間接補助事業等に要する経費のうち補助金等または間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等または間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等または間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 知事は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた事務または事業に対しては、次の各号に定めるものについて補助金等を交付するものとする。

(1) 補助事業等にかかる機械、器具および反設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行なうために締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

3 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消にかかる補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

4 第7条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

第9条 補助事業者等が第5条の規定により提出した申請書またはその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合には、変更の内容および理由を記載した書類を知事に提出してその承認をうけなければならない。

第10条 補助事業者等は、法令等ならびに補助金等の交付の決定の内容およびこれに附した条件その他法令等に基づく知事の指示その他の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行なわなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつて融資または利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等が法令等および間接補助金等の交付または融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行ない、いやしくも間接補助金等

の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第3条第4項第1号の給付金にあつては、その交付の目的となつては融通または利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をすることのないようにし、また、させなければならない。

第11条 補助事業者等は、別に知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

第12条 知事は、補助事業等が法令等または補助金等の交付の決定の内容もしくはこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、当該補助事業等に対し、これらに従つてその補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、その補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）その他知事が必要とするときは、別に知事の定めるところにより、補助事業等の成果を記載した実績報告書に収支決算書その他知事の必要とする書類を添えて知事に提出しなければならない。

第14条 知事は、補助事業等の完了または廃止にかかる補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、必要に応じて現地調査等を行ない、その報告にかかる補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その補助事業者等に通知するものとする。

2 補助金等の交付の対象となつた工事について前項の規定による現地調査を行なう場合には、知事は必要と認める範囲内で破壊検査を行なうことがある。この場合においては、補助事業者等は、自己の負担において破壊箇所を補修しなければならない。

第15条 知事は、補助事業等の完了または廃止にかかる補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告にかかる補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに附した条件に適合しないと認めるときは、その補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることがある。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従つて行なう補助事業等について準用する。

第16条 知事は、補助事業者等が第4条の2の規定に反して補助金の交付を受け、若しくは暴力団員等となり、又は補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助金等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、その間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第7条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

第17条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等のその取消にかかる部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 第1項の返還の命令にかかる補助金等の交付の決定の取消が前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があるときは、知事は、その補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、または返還の命令の全部もしくは一部を取り消すことがある。

4 前項の申請は、申請の内容を記載した書面に、その補助事業等にかかる間接補助金等の交付または融通の目的を達するためにとつた措置およびその補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

第18条 補助事業者等は、第16条第1項の規定による処分に関し、補助金等の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、その補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を府に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、その返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、その返還を命じられた額に達するまでに順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命じられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まずその返還を命じられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を府に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命じられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 第1項の加算金及び第4項の延滞金の減免について、京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）第5条に規定する規則で定める場合は、京都府延滞金等の徴収に関する条例施行規則（平成23年京都府規則第30号）第2条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる場合その他知事がやむを得ない事情があると認める場合とする。

7 補助事業者等は、前項の減免を受けようとする場合には、減免の内容を記載した書面にその補助金等の返還を遅延させないためにとつた措置及びその補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第19条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、または効用の増加した財産で次に掲げるものを知事の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額（加算金または延滞金を納付しなければならない場合にはそれらの額を含む。）を府に納付した場合または知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産およびその従物
- (2) その他知事の定めるもの

第20条 知事は、必要があるときは、補助事業者等に対して報告させ、調査もしくは検査に立合わせ、または職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることがある。

2 補助事業者等は、間接補助金等の交付の決定をするにあつては、知事が必要に応じて間接補助事業者等に対して報告させ、調査もしくは検査に立合わせ、または職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることがある旨の条件を附さなければならない。

3 前2項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。